

第1章 年金(ライフプランニングと資金計画)

第1節 本章で学ぶ内容

第1章では主に年金や社会保険について学びます。その他にも、人生の生活設計についてやファイナンシャル・プランナーの役割、労災保険や雇用保険などを学びます。

第2節 ファイナンシャル・プランナーとは

ファイナンシャル・プランナー(FP)とは、ファイナンシャル・プランニングを行う専門家のことです。ファイナンシャル・プランニングとは、ライフプラン、つまり、どのような人生を過ごしたいか、という生涯生活設計を実現するための資金計画を立てることです。

1. FPの職業的原則

FPの職業的原則には、顧客利益優先の原則と秘密保持の原則があります。

(1) 顧客利益優先の原則

顧客利益優先の原則とは、FP自身の利益ではなく、顧客の利益を最優先してプランニングを行わなければならないという原則です。ただし、顧客の立場に立つことと顧客に迎合することは異なるので、もし顧客の知識や判断が誤っているのであれば、それを正すことも必要です。

(2) 秘密保持の原則

秘密保持の原則とは、FPは業務上知りえた顧客情報を顧客の同意なく第三者に漏洩してはならないという原則です。

なおFPは、これらの原則以外にも、アカウントビリティ(顧客に対する説明義務)、インフォームド・コンセント(顧客がその内容を本当に理解したかどうかを確認しながら説明を行うこと)、コンプライアンス(法令遵守)といった職業倫理があります。

2. ファイナンシャル・プランニングと関連法規

FP 業務は、税務分野、保険分野、法律分野にかかわりがありますが、それらの分野にはそれぞれ、税理士、保険募集人、弁護士などの専門家がいます。それぞれの専門家には、その専門家にしか行ってはいけない独占業務があります。ですから FP は、そのような専門家の独占業務に関しては、行うことはできないのです。

(1) 税理士法

税理士資格を有さない FP は、たとえ無償であったとしても、他人の確定申告書を作成したり、税務相談を受けたりすることはできません。税務分野に関して FP ができることは、具体的な数値を離れた事例を用いて、抽象的、一般的な税の説明を行うなどです。

(2) 保険業法

保険募集人の資格を有さない FP は、保険の募集や勧誘、販売を行うことはできません。保険分野に関して FP ができることは、一般的な商品性の説明や必要保障額の試算などです。

(3) 弁護士法

弁護士資格を有さないFPは、遺言状の作成であるとか相続における財産整理等の法的な処理などのような法律判断や法律事務を行うことはできません。法律分野に関してFPができることは、一般的、抽象的な法令の説明についてなどです。

(4) 金融商品取引法

投資助言業や投資運用業の登録を行っていないFPは、投資判断の助言などを行うことはできません。投資や運用に関してFPができることは、投資や運用に関する一般的な解説などです。なお、金融商品取引業を行う者は、内閣総理大臣の登録を必要とします。

3. FPの仕事内容

顧客のライフプランニングを行う際にFPは、まず顧客からどのような人生設計を思い描いているのかを聞くと同時に、それを実現するために現状でどのような懸念や問題点があるのかをヒアリングします。そしてFPは、顧客からの話を分析してFPの視点から問題点を洗い出します。その後、顧客の懸念や問題点を解決し、ライフプランを実現させるための計画を立てて、顧客に説明します。顧客が納得し、それにもとづいて実行することになったら、FPは顧客がその計画を実行できるよう、定期的にフォローしていくことになります。

(1) ライフプランニングのツール

FPは顧客のライフプランニングを行うにあたり、ライフイベント表、キャッシュフロー表、個人バランスシートの3つを用います。

① ライフイベント表

ライフイベント表とは、自分と家族のライフイベントすなわち住宅取得や進学や退職などを時系列的に一覧表にまとめたものです。ライフイベント表には、ライフイベントを実現するために必要な資金についても記入します。

経過年数			現在	1年	2年	3年
西暦(年)			2020	2021	2022	2023
家族・年齢	楓 健一	本人	43歳	44歳	45歳	46歳
	楓 康子	妻	38歳	39歳	40歳	41歳
	楓 優希	長女	8歳	9歳	10歳	11歳
	楓 良治	長男	6歳	7歳	8歳	9歳
ライフイベント				良治 小学校 入学		住宅購入

〈参考リンク〉 [ライフイベント表 \[第一生命\]](#)

② キャッシュフロー表

キャッシュフロー表とは、現在の収支状況とライフプランにもとづいて、将来の収支状況と予想貯蓄残高を一覧表にまとめた表のことです。

なお、キャッシュフロー表に書込む収入の金額は、年収ではなく実際に使える金額である可処分所得を用います。可処分所得とは、年収から社会保険料や所得税などを差引いた金額のことです。

(単位：万円)

経過年数			現在	1年	2年	3年
収入・支出	項目	変動率				
収入	給与収入(夫)	—	600	600	600	600
	給与収入(妻)	—	70	100	100	100
	収入合計	—	670	700	700	700
支出	基本生活費	1%	350	354	358	362
	住宅関連費	—	96	96	96	120
	教育費	2%	40	70	71	73
	保険料	—	30	30	30	30
	一時的支出	—	0	10	0	1,000
	その他支出	—	10	10	10	10
	支出合計	—	526	570	565	1,595
年間収支		—	144	130	135	△ 895
金融資産残高		1%	1,230	1,372	1,520	640

③ 個人バランスシート

個人バランスシートとは、個人の一定時点における資産と負債の状況をあらわした表のことです。個人バランスシートを作成する際のポイントは、取得原価つまり購入した時点の金額ではなく、時価つまり現時点の価値で記入する点にあります。

(単位：万円)

資産の部			負債の部		
金融資産	普通預金・貯金	200	短期	カードローン	
	定期預金・貯金	500		その他	
	有価証券(株・債権)	100			
	投資信託	100	長期	住宅ローン	3,000
	貯蓄性保険	200		その他	
	その他				
金融資産の合計額		1,100	負債合計額		
実物資産	土地	1,000	純資産	資産－負債	1,100
	住宅	2,000			
	金地金				
	貴金属				
	その他				
実物資産の合計額		3,000	負債・純資産合計		4,100
資産の部合計額		4,100			

(2) ライフプランニングに必要な6つの係数

ライフプランニングを行ううえで必要となる係数には、終価係数、現価係数、年金終価係数、減債基金係数、資本回収係数、年金現価係数の6つがあります。

① 終価係数

終価係数とは、現在の金額から将来の金額を計算する際に用いる係数です。例えば、100万円を年利3%で5年間運用したらいくらになるかを計算する際に用います。公式であらわすと以下のようになります。

$$\text{将来の金額} = \text{現在の金額} \times \text{終価係数}$$

② 現価係数

現価係数とは、将来の金額から現在の金額を計算する際に用いる係数です。例えば、年利率が3%の状況で、5年後に100万円を得るためには、現時点でいくら必要になるかを計算する際に用います。公式であらわすと以下のようになります。

$$\text{現在の金額} = \text{将来の金額} \times \text{現価係数}$$

③ 年金終価係数

年金終価係数とは、毎年一定額を積立てた場合、将来いくらになるかを計算する際に用いる係数です。例えば、年利率3%の状況において、毎年20万円ずつ5年間積立てた場合、5年後にはいくらになっているかを計算する際に用います。公式であらわすと以下のようになります。

$$\text{将来の目標金額} = \text{毎年の積立金額} \times \text{年金終価係数}$$

④ 減債基金係数

減債基金係数とは、将来の目標金額から毎年の積立金額を計算する際に用いる係数です。例えば、年利率3%の状況において、5年後に100万円を得るためには、毎年いくら積立てればいいのかを計算する際に用います。公式であらわすと以下のようになります。

$$\text{毎年の積立金額} = \text{将来の目標金額} \times \text{減債基金係数}$$

⑤ 年金現価係数

年金現価係数とは、将来の一定期間にわたって一定額を受取るために必要な元本を計算する際に用いる係数です。例えば、年利率3%の状況において、毎年20万円ずつ5年間にわたって受取るためには、元本がいくらあればいいのかを計算する際に用います。公式であらわすと以下のようになります。

$$\text{必要な元本} = \text{毎年の受取額} \times \text{年金現価係数}$$

⑥ 資本回収係数

資本回収係数とは、元本から毎年の取崩額を計算する際に用いる係数です。例えば、年利率3%の状況において、元本100万円を5年間で取崩す場合、毎年の受取額はいくらになるかを計算する際に用います。公式であらわすと以下のようになります。

$$\text{毎年の受取額} = \text{元本} \times \text{資本回収係数}$$

(3) 3大必要資金

3大必要資金とは、ライフイベントの中で大きな資金が必要となる教育資金、住宅取得資金、老後資金のことです。

① 教育資金

教育資金を準備する方法には、こども保険、教育ローン、奨学金制度などがあります。

【こども保険】

こども保険(学資保険)は、一般の生命保険会社等で取り扱われています。こども保険の特徴は、貯蓄機能と保障機能にあります。貯蓄機能とは、満期時に満期保険金を受取れたり、入学時や進学時に祝金を受取れることです。保障機能とは、親が死亡したときには、その後の保険料の支払いが免除されながらも、満期保険金や入学祝金は元の契約どおり受取れることです。

〈参考リンク〉 [学資保険 \[第一生命\]](#)

【教育ローン】

教育ローンには、公的なものと民間のものがあります。このうち公的ローンについては、日本政策金融公庫が、教育一般貸付(国の教育ローン)を行っています。これは、融資限度額が学生1人につき最高350万円、固定金利、返済期間は最長15年となっています。ただし利用にあたっては、子供の数に応じて、世帯の年収制限が設けられています。また使い道は、学費だけでなく、下宿にかかる費用や交通費、学生の国民年金保険料などにあてることも可能とされています。

〈参考リンク〉 [教育一般貸付\(国の教育ローン\) \[日本政策金融公庫\]](#)

【奨学金制度】

奨学金制度で代表的なものとして、日本学生支援機構が行う貸与型の奨学金制度があります。これには、無利息の第1種と利息が付く第2種があります。奨学金を受けるにあたっては、本人の学力や家計の収入条件などがありますが、第1種は無利息なので厳しく設定されており、第2種は利息付なので緩やかとなっています。

また、2018年より返済不要の奨学金制度（給付型）が実施され、さらに、2020年4月より、「高等教育の修学支援新制度」がスタートしました。

〈参考リンク 1〉 [奨学金制度\(貸与型\) \[日本学生支援機構\]](#)

〈参考リンク 2〉 [奨学金制度\(給付型\) \[日本学生支援機構\]](#)

〈参考リンク 3〉 [高等教育の修学支援新制度 \[文部科学省\]](#)

② 住宅取得資金

住宅を取得するにあたって住宅ローンを利用する場合、その全額を住宅ローンで調達することはできません。住宅ローンの融資限度額は、通常、物件価格の8割以下とされることが多いので、物件価格のうち2割程度は自ら頭金として用意する必要があります。

また、それ以外の諸費用として物件価格の1割程度は必要となるので、合計すると物件価格の3割程度は確保しておく必要があります。

【自己資金の準備方法】

自己資金の準備方法として、最も代表的なものに財形住宅貯蓄があります。財形住宅貯蓄とは、財形貯蓄制度を導入している企業の従業員が給料から天引きという形で、住宅の取得や増改築を目的として貯蓄を行うものです。財形住宅貯蓄の特徴は、一定の要件を満たせば、財形年金貯蓄とあわせて元利550万円までは利息が非課税となり、貯蓄することができるという点にあります。財形住宅貯蓄を利用できるのは、勤労者財産形成促進法上の勤労者で、契約申込時の年齢が55歳未満などとなっています。

〈参考リンク〉

[財形住宅貯蓄 \[独立行政法人 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部\]](#)

【住宅ローンの種類】

住宅ローンの主な種類には、財形住宅融資とフラット 35 があります。

財形住宅融資とは、国と事業主が、社員の住宅取得を促進する目的で行っている融資制度です。このローンの融資金額は、財形貯蓄残高の 10 倍以内(最高 4,000 万円)であり、購入価格の 90%以内となっており、金利は 5 年固定金利となっています。融資条件は、1 年以上継続して財形貯蓄を行っており、貯蓄残高が 50 万円以上であることなどです。

〈参考リンク〉 [財形住宅融資](#) [〔住宅金融支援機構〕](#)

フラット 35 とは、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して、利用者に提供する長期固定金利型の住宅ローンです。このローンの融資金額は、最高 8,000 万円で購入価格の 100%以内とされており、金利は取扱金融機関が独自に定めた融資実行時点の固定金利となっています。返済期限は、完済時の年齢が 80 歳以下で、最長 35 年とされています。融資条件は、本人が住むための住宅であること、申込現在 70 歳未満であること、購入価格が 1 億円以下であること、などです。その他の特徴として、保証人や保証料は不要、繰上返済の手数料は無料、中古住宅も融資対象となる、などがあります。なお、繰上返済は、窓口の場合は 100 万円以上、インターネットの場合は 10 万円以上となっています。また、親の住宅ローンの子や孫が引き継いで返済することもできます。これを「親子リレー返済」といい、子や孫の年齢等が要件を満たしていれば、申込み本人の年齢が満 70 歳以上でも申し込みが可能となります。

〈参考リンク〉 [フラット 35](#) [〔住宅金融支援機構〕](#)

【住宅ローン金利の種類】

住宅ローンの金利には、固定金利型、変動金利型、固定金利選択型などがあります。どの金利が有利なのかは、そのときの金利情勢によってことなるので、一概には言えません。

固定金利型とは、金利が最初から最後まで変わらないローンであり、変動金利型とは、金利情勢の変動にともない金利が変動するローンです。金利の変動は、半年ごとに見直されます。固定金利選択型とは、返済当初の一定期間は金利が固定され、その後、変動金利か固定金利かを選択するローンです。一般に、選択する固定金利の期間が短期のものほど適用される金利水準が低く、長期になるほど金利が高くなるのが特徴です。

【住宅ローンの返済方法】

住宅ローンの返済方法には、元利均等返済と元金均等返済があります。

元利均等返済とは、毎回の返済額が一定になる返済方法のことです。よって返済当初は、利息の支払いが多く、元金の返済が少なくなるのが特徴です。

元金均等返済とは、毎回の返済額のうち元金部分が一定となる返済方法のことです。よって、返済当初は利息を含めた返済額合計が多くなってしまふのが特徴です。

なお、返済期間や金利などの条件が同じであれば、利息を含めた総返済額は、一般に元利均等返済のほうが多くなります。

【住宅ローンの繰上げ返済方法】

住宅ローンの繰上げ返済とは、住宅ローンの全部あるいは一部を予定よりも早く返済することです。返済当初に繰上げ返済を行うと、利息の負担が減るので、元利金総返済額を減少させる効果が大きくなります。繰上げ返済の方法には、返済期間短縮型と返済額軽減型があります。

返済期間短縮型とは、毎回の返済額を変えずに返済期間を短縮する方法であり、返済額軽減型とは、返済期間を変えずに毎回の返済額を減らす方法です。利息の軽減効果を絶対額で比較すると、期間短縮型の方が有利です。

【住宅ローンの借換え】

住宅ローンの借換えとは、現在の住宅ローンを一括返済し、別の住宅ローンにすることです。借換の目的は、金利の高いローンから金利の低いローンにするためです。ただし、財形住宅融資は借換に使いません。また借換にあたっては、金利だけでなく、借換の際の手数料についても考慮が必要となります。

【団体信用生命保険】

団体信用生命保険とは、住宅ローン返済中に債務者が死亡した場合に、保険会社が債務者に代わって、金融機関に住宅ローン残高を返済するという保険です。この保険に加入していれば、住宅ローン債務者が死亡しても遺族は住宅ローンを支払う必要はありません。

〈参考リンク〉 [団体信用生命保険制度](#) [〔住宅金融支援機構〕](#)

③ 老後資金

老後資金には、退職金、年金、貯蓄などがあります。老後に必要な生活費の計算は、次のような計算式を用いて行うことがあります。

夫婦健在の場合；現在(退職前)の生活費×0.7

夫あるいは妻のみの場合；現在(退職前)の生活費×0.5

この金額を年額になおして、退職時から平均余命までの年数をかけた金額が、老後に必要な金額と考えられます。

第3節 社会保険

日本の社会保険制度には、医療保険、介護保険、年金保険、労災保険、雇用保険があり、このうち、医療保険、介護保険、年金保険を狭義の社会保険と呼ぶ場合もあります。

1. 医療保険

公的な医療保険には、健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度があります。

(1) 健康保険

健康保険は、会社員とその家族が対象であり、被保険者(会社員)とその扶養者(会社員の家族)に対して、業務以外、通勤途上以外の原因による病気、怪我、出産、死亡などについて、保険給付を行う制度です。なお、被扶養者は年収 130 万円未満（60 歳以上または障害者については 180 万円未満）でかつ被保険者の年収の 1/2 未満でなければなりません。

① 健康保険の保険者

保険者とは、保険制度の運用主体のことであり、全国健康保険協会が保険者となる全国健康保険協会管掌健康保険(略して協会けんぽ)と健康保険組合が保険者となる組合管掌健康保険(略して組合健保)があります。協会けんぽの被保険者は主に中小企業の会社員であり、組合健保の被保険者は主に大企業の会社員です。

〈参考リンク〉 [協会けんぽ](#)

② 保険料

保険料は、毎月の給与額を一定の範囲内ごとに区切りのいい金額に置き換えた標準報酬月額および標準賞与額に一定の保険料率を掛けて計算します。その金額を被保険者と会社が半分ずつ負担します。なお、被保険者と会社が半分ずつ負担することを労使折半といいます。

③ 給付内容

健康保険の給付には、療養の給付、高額療養費、出産育児一時金(家族出産育児一時金)、出産手当金、傷病手当金、埋葬料などがあります。

【療養の給付】

療養の給付とは、病気などで医師等の診療を受けた場合、原則3割を自己負担し、残りは保険者が負担する制度です。これが保険給付の中でも最も一般的なものです。なお、自己負担割合は、0歳から小学校入学までは2割、70歳以上75歳未満は2割(現役並み所得者は3割)となっています。

【高額療養費】

高額療養費とは、同一の月の医療費の自己負担額が、一定額を超えた場合は、その超える額が支給される制度のことです。自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて決められています。一般所得者の自己負担限度額は、以下の公式で計算を行います。

所得区分	自己負担限度額
標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
標準報酬月額 26万円以下	57,600円
住民税非課税世帯(低所得者)	35,400円

なお、同一月、同一医療機関の窓口における支払額は、自己負担限度額までとなっています。

【出産育児一時金(家族出産育児一時金)】

出産育児一時金(家族出産育児一時金)とは、被保険者または被扶養者が出産した場合、一児につき42万円(産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合)が支給される制度のことです。

【出産手当金】

出産手当金とは、被保険者が出産のため仕事を休んで給料が支払われない場合、出産日以前 42 日から出産の翌日以後 56 日の範囲内で、仕事を休んだ日数分の金額が支給される制度のことです。支給額は、休業 1 日に対し、標準報酬日額の 2/3 相当額となります。なお、標準報酬日額は、支給開始以前 12 ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額を 30 日で割った額です。

【傷病手当金】

傷病手当金とは、被保険者が病気や怪我を理由に会社を 3 日以上続けて休み、給料が支給されない場合に、4 日目から最長 1 年 6 ヶ月、休んだ日数分の金額が支給される制度です。支給額は、休業 1 日に対し、標準報酬日額の 2/3 相当額となります。

【埋葬料】

埋葬料とは、被保険者が死亡したときに、葬儀を行った家族に対して 5 万円が支給される制度です。また、被扶養者が死亡した場合も、被保険者に対して 5 万円が支給されます。

④ 健康保険の任意継続被保険者制度

健康保険の任意継続被保険者制度とは、被保険者が会社を退職後、一定の要件を満たせば、退職後 2 年間、退職前の健康保険に加入することができる制度のことです。この制度の要件は、健康保険に継続して 2 ヶ月以上加入していること、退職後 20 日以内に申請すること、です。この制度を利用することによって、被保険者は通常の加入時とほぼ同じ内容の給付を受けることができますが、所得保障としての傷病手当金および出産手当金は受けられなくなります。また、保険料は、会社負担分がなくなるので、全額自己負担となります。

〈参考リンク〉 [任意継続被保険者制度](#) [【協会けんぽ】](#)

(2) 国民健康保険

国民健康保険は、健康保険や共済組合に加入していない全ての人を対象としている保険制度です。なお、共済組合は、公務員が加入する保険制度です。

国民健康保険の保険者は、都道府県と市区町村で共同と国民健康保険組合の2つがあります。国民健康保険組合は、医師や土木建築業などの同種の事業または業務に従事する人で組織される法人です。

保険料は、市区町村によって異なり、前年の所得等によって計算されます。医療費の負担は健康保険と同様です。

また、保険の給付内容も健康保険とほぼ同じですが、一般に出産手当金や傷病手当金はありません。逆に、業務上の病気や怪我也も給付の対象となります。

〈関連リンク〉 [国民健康保険\(国保\)のしくみと手続き \[千代田区\]](#)

(3) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人、または、65歳以上75歳未満の人であっても、障害認定を受けた人が対象となります。保険料は、各都道府県の広域連合で決定され、原則として年金から天引きで徴収されます。なお、保険料の徴収は市町村が行います。自己負担額は医療費の1割、ただし、現役並み所得者は3割となっています。

〈関連リンク〉 [後期高齢者医療制度 \[東京都後期高齢者医療広域連合\]](#)

(4) 退職者向け医療保険

退職後であっても、何らかの公的な医療保険に加入する必要があります。退職者向けの医療保険として選択しうるものは、健康保険の任意継続被保険者となる、国民健康保険に加入する、家族の被扶養者となり健康保険に加入する、があります。

2. 介護保険

介護保険とは、介護が必要であると認定された場合に、必要な給付が行われる制度のことです。保険者は市区町村です。被保険者は第1号被保険者と第2号被保険者に分かれます。

(1) 第1号被保険者

第1号被保険者とは、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人のことです。第1号被保険者の保険料は、市区町村が所得に応じて決定し、年額18万円以上の年金を受取っている人は、年金から天引きされて納付します。それ以外の人は、個別に市町村へ納付します。受給者は、要介護者、要支援者です。

(2) 第2号被保険者

第2号被保険者とは、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことです。第2号被保険者の保険料は、健康保険(協会けんぽ)の場合は、介護保険料率1.79%、国民健康保険の場合は、前年の所得等に応じて決定されます。保険料の負担は、原則として労使折半です。受給者は、加齢にともなって生ずる心身の変化に起因する疾病がその原因になっているものに限られます。具体的には、脳血管障害や認知症などが該当します。

なお、第1号被保険者も第2号被保険者も、自己負担は原則1割ですが、第1号被保険者における自己負担について、合計所得金額が160万円以上(年金収入金額280万円以上)の人は2割負担となり、特に所得の高い人(合計所得金額220万円以上、年金収入金額340万円以上)は3割負担となります。ただし、支給限度額を超えたときは、超過分は全額自己負担となります。

〈関連リンク〉 [介護保険制度について](#) [〔厚生労働省〕](#)

3. 労災保険

労災保険とは、業務上の事由や通勤による労働者の病気や怪我、障害、死亡等に対して保険給付が行われる制度です。労働保険の正式名称は、労働者災害補償保険といいます。なお、通勤は、あくまでも労働者が自宅と会社間を合理的な経路および方法で往復した場合に限り補償されます。

(1) 保険者と対象者

労災保険の保険者は、政府(厚生労働省)であり、各都道府県の労働局、労働基準監督署が窓口となっています。労働保険の対象者は、パート、アルバイト、日雇労働者、外国人労働者なども含めて、全従業員であり、原則として1人でも労働者を使用している場合は、加入が強制されています。ただし、経営者である社長や役員(使用人兼務役員は除く)は対象外ですが、一定の場合には任意加入できる特別加入制度もあります。

(2) 保険料

保険料は、事業の危険度などにより異なります。保険料の負担は、全額事業主負担となっています。

(3) 保険給付の内容

労働保険の保険給付には、業務災害によるものと通勤災害によるものがあります。業務災害によるものには、療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金などがあります。このうち、休業補償給付は、労働者が病気などで休業した場合、4日目から給付基礎日額の60%が支給されます。なお、給付基礎日額とは、保険事故が発生した日以前3ヵ月間の平均賃金日額です。

〈関連リンク〉 [労災保険とは \[東京労働局\]](#)

4. 雇用保険

雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行ったり、再就職を支援する制度のことです。

(1) 保険者と対象者

保険者は政府(厚生労働省)であり、全国の公共職業安定所(ハローワーク)が窓口となっています。対象者は経営者である社長や役員を除く企業の労働者です。

(2) 保険料

保険料率は事業の種類によって異なります。一般的な事業の場合は、1,000分の9となっています(令和2年度)。保険料は、事業主と労働者で負担することになっていますが、折半ではありません。一般的な事業の場合、保険料率は1,000分の9のうち1,000分の6を事業主が負担し、1,000分の3を労働者が負担することになっています。

(3) 保険の給付内容

保険の給付内容には、基本手当、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付の4つがあります。

① 基本手当

基本手当とは、働く意思と能力がある人が、失業している場合に支給される給付です。これが失業保険と呼ばれているものです。受給するための要件は、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12ヵ月以上あることです。ただし、倒産、解雇が理由で離職した場合は、離職前の1年間に被保険者期間が通算6ヵ月以上となっています。

基本手当の給付額は、離職前6ヵ月間の平均賃金日額の45%から80%となっています。なお、離職前6ヵ月間の平均賃金日額は、離職前の6ヵ月間に支払われた賃金総額÷180日で計算します。

基本手当の給付日数は、自己都合、定年退職で離職した場合が、最短90日、最長150日となっており、倒産、会社都合の解雇等の場合が、最短90日、最長330日となっています。なお基本手当は、求職の申込みを行った日から7日間は支給が行われません。この支給されない期間のことを待機期間といいます。また、自己都合退職の場合は、待機期間7日に加えて原則3ヵ月間も支給が行われません。これを給付制限といいます。

〈関連リンク〉 [雇用保険：基本手当](#) [〔東京都福祉保健局〕](#)

② 就職促進給付

就職促進給付とは、再就職の促進と支援を目的とした給付であり、具体的には、再就職手当や就業手当などがあります。再就職手当は、再就職した場合に給付されるものであり、就業手当は、アルバイト等に就業した場合の給付のことです。

〈関連リンク〉 [就業促進給付](#) [〔ハローワークインターネットサービス〕](#)

③ 教育訓練給付

教育訓練給付とは、働く人の能力開発を支援することを目的とした給付であり、具体的には、厚生労働大臣指定の教育訓練を受講し、終了した場合に、受講料等の20%相当額(ただし上限10万円)が支給されるというものです。教育訓練給付を受けるためには、雇用保険の被保険者期間が3年以上であることが必要ですが、初めての場合は1年以上で受給できます。これを「一般教育訓練給付金」といいます。この他に「専門実践教育訓練給付金」と「特定一般教育訓練給付金」があります。

専門実践教育訓練給付金では、厚生労働大臣指定の専門的かつ実践的な教育訓練を受講し、修了した場合に、受講料等の50%相当額(ただし上限は年間40万円で給付期間は3年間)が支給されます。また、資格取得の上、就職につながった場合にはプラス20%されます。専門実践教育訓練給付を受けるためには、雇用保険の被保険者期間が3年以上であることが必要ですが、初めての場合は2年以上で受給できます。

さらに、専門実践教育訓練給付金を受給できる人で、45歳未満の離職者などは、教育訓練期間中に「教育訓練支援給付金」を受給することができます。これは、受講期間中、雇用保険の基本手当相当額の80%が支給されるというものです。

特定一般教育訓練給付金は、厚生労働大臣指定の特定一般教育訓練(速やかな再就職のための教育訓練)を受講し、修了した場合に、受講料の40%相当額(ただし上限は年間20万円)が支給されるというものです。

〈関連リンク〉 [教育訓練給付制度 \[ハローワークインターネットサービス\]](#)

④ 雇用継続給付

雇用継続給付は、雇用の継続を促すことを目的とした給付であり、具体的には、高齢者や育児・介護を行っている人に対して必要な給付を行うというものです。雇用継続給付には、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の3つがあります。

【高年齢雇用継続給付】

高年齢雇用継続給付は、60歳以降、働きながら受給できる雇用保険の給付のことです。この給付を受けるための要件は、雇用保険の被保険者であった期間が5年以上であること、60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者であること、賃金額が60歳到達時の賃金額の75%未満であること、です。この要件を満たす場合、原則として現在支払われている賃金の15%が支給されることになっています。

【育児休業給付】

育児休業給付は、一定の子どもを養育するために休暇を取った際に支給される給付のことです。この給付を受けるための要件は、被保険者が原則1歳(父母ともに育児休業する場合は1歳2ヵ月、特別な理由がある場合は1歳6ヵ月または2歳)に満たない子を養育するために育児休業をすること、育児休業を開始した日前2年間に被保険者期間が通算して12ヵ月以上あること、です。この要件を満たす場合、休業前の賃金の50%相当額(休業開始後6ヵ月については67%相当額)が支給されることになっています。

【介護休業給付】

介護休業給付は、家族を介護するために休業した際に、被保険者に支給される給付のことであり、一定の要件を満たせば支給されることになっています。

〈関連リンク〉 [雇用継続給付 \[ハローワークインターネットサービス\]](#)

第4節 年金

公的な年金には、国民年金、厚生年金保険の2つがあります。国民年金は20歳以上60歳未満の全ての人加入し、厚生年金保険は会社員と公務員等が加入するものです。厚生年金保険は、国民年金に上乗せされている年金制度です。

1. 国民年金

国民年金は、国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は、必ず加入しなければならないことになっています。これらの人を強制加入被保険者といいます。それ以外の人については加入義務はありませんが、年金受給額を満額にするためなどの目的で60歳以上65歳未満の人が任意で加入することも可能です。このように任意で加入している人のことを任意加入被保険者といいます。

(1) 強制加入被保険者の種類

強制加入被保険者は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者に分けられます。

① 第1号被保険者

第1号被保険者は、20歳以上60歳未満の自営業者、学生、無職の人などです。第1号被保険者の保険料は、月16,540円です。

保険料は、毎月の分を翌月末までに納付することになっていますが、将来の一定期間の保険料を前もって一括納付する前納も行えます。前納を行った場合、その期間に応じて保険料の割引を受けることができます。なお、保険料を滞納した場合、原則として過去2年分に限りさかのぼって納付することができます。2年を過ぎると時効により納めることができなくなります。

② 第2号被保険者

第2号被保険者は、会社員や公務員など、厚生年金保険に加入している人です。第2号被保険者の場合、年齢制限はありません。ただし、老齢年金の受給権者となった場合は、第2号被保険者の資格を失います。第2号被保険者の保険料は、被用者年金制度からまとめて拠出されるので、個人で納付する必要はありません。

③ 第3号被保険者

第3号被保険者は、第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人です。第3号被保険者も、保険料を個人で納付する必要はありません。

(2) 保険料免除、猶予の制度

第1号被保険者については、保険料の納付が困難な人のために、免除や猶予の制度が設けられています。免除や猶予の制度には、法定免除、申請免除、産前産後期間の免除制度、学生納付特例制度、50歳未満納付猶予制度があります。

① 法定免除

法定免除とは、障害年金を受給している人や生活保護法による生活扶助を受けている人などが、届出をすることによって保険料の全額が免除される制度のことです。この場合、免除期間の1/2が老齢基礎年金額の計算に反映されることになっています。

〈関連リンク〉 [国民年金保険料の法定免除制度〔日本年金機構〕](#)

② 申請免除

申請免除とは、被保険者が経済的な理由などにより、保険料の納付について著しく困難であると認められた場合に、申請により保険料が免除される制度のことです。免除される保険料は、全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除と4段階になっています。ただし、免除を受けた期間の一定割合が、老齢基礎年金の額に反映されることとなります。

〈関連リンク〉 [国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度〔日本年金機構〕](#)

③ 産前産後期間の免除制度

産前産後期間の免除制度とは、出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヵ月の間、保険料が免除される制度です。保険料の追納をしなくても、老齢基礎年金の額に反映されます。

〈関連リンク〉 [国民年金保険料の産前産後期間の免除制度〔日本年金機構〕](#)

④ 学生納付特例制度

学生納付特例制度とは、学生本人の前年の所得が一定額以下の場合、申請によって保険料の納付が猶予される制度です。ただし、保険料を追納しなければ、保険料免除期間として受給資格期間には算入されますが、老齢基礎年金の額には反映されないことになります。

〈関連リンク〉 [国民年金保険料の学生納付特例制度〔日本年金機構〕](#)

⑤ 50歳未満納付猶予制度

50歳未満納付猶予制度とは、本人および配偶者の所得が一定以下である50歳未満の人に対して、申請によって保険料の納付が猶予される制度です。この場合も、学生納付特例制度と同様、保険料を追納しなければ、保険料免除期間として受給資格期間には算入されますが、老齢基礎年金の額には反映されないことになります。

なお、免除または猶予を受けた保険料は、10年以内なら追納することができます。学生納付特例制度の適用を受けた期間の追納は、承認を受けた翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

2. 厚生年金保険

厚生年金保険は、労働者が会社など一定の事業所に勤務しており、老齢・障害・死亡などの保険事故により収入がなくなったり、減ってしまったりした場合に年金を給付して所得を補償する社会保険制度です。

厚生年金保険の適用を受ける事業所を適用事業所といい、適用事業所には強制適用事業所と任意適用事業所とがあります。強制適用事業所は、法人の事業所の場合は、従業員が1人でもいれば該当し、個人経営の事業所の場合は、原則として従業員が5人以上いることが要件です。任意適用事業所は、一定の要件を満たすことで、適用事業所となる事業所のことです。

(1) 厚生年金保険の被保険者

厚生年金保険の被保険者には、強制加入被保険者と任意加入被保険者とがいます。強制加入被保険者は、適用事業所に使用される70歳未満の人であり、必ず加入しなければならないことになっています。なお、厚生年金保険の被保険者は、同時に国民年金の被保険者(第2号被保険者)となります。任意加入被保険者は、適用事業所以外で働いていたり、適用事業所で70歳以上であっても、厚生年金保険に加入したい人が加入した場合です。

〈関連リンク〉 [適用事業所と被保険者〔日本年金機構〕](#)

(2) 厚生年金保険の保険料

厚生年金保険の保険料は、被保険者の標準報酬(標準報酬月額および標準賞与額)に保険料率18.3%を乗じて計算します。保険料は、事業主と従業員が半分ずつ負担(労使折半)します。なお、産前産後休業の期間中(産前6週間、産後8週間)および育児休業等の期間中(子どもが3歳に達するまで)の厚生年金保険料は免除されることになっています。

〈関連リンク〉 [厚生年金保険料額表〔日本年金機構〕](#)

3. 国民年金・厚生年金保険の給付

公的年金の給付には、老齢給付、障害給付、遺族給付があります。国民年金の場合、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金となり、厚生年金保険の場合、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金となります。なお、公的年金を受給するには、受給者自身が、受給権があるか否かを国に確認し、その後、年金の給付を請求することになります。なお、国に受給権の有無を確認することを裁定といいます。

年金の受給期間は、受給権が発生した月の翌月から受給権が消滅した月(受給者が死亡した月)までです。年金の支払いは、原則として、偶数月の各15日に、前月までの2カ月分が支払われることになっています。

(1) 老齢給付

① 老齢基礎年金

老齢基礎年金とは、受給資格期間が10年以上の人が65歳になったときから受取ることができる年金のことです。

【受給資格期間】

受給資格期間とは、老齢基礎年金を受取るために満たさなければならない期間のことです。具体的には、保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間(カラ期間)を合計した期間のことです。

保険料納付済期間とは、第1号～第3号被保険者として保険料を納付した期間のことです。

保険料免除期間とは、第1号被保険者で保険料を免除されていた期間、すなわち、法定免除、申請免除、学生納付特例制度、50歳未満納付猶予制度で保険料を免除または猶予されていた期間のことです。なお、学生納付特例制度、50歳未満納付猶予制度の猶予期間は、保険料免除期間には含めますが、年金の額には反映されません。

合算対象期間とは、年金の加入が任意であった時代に、加入していなかった期間のことです。この期間は、受給資格期間には反映されますが、実際の年金の額には反映されません。

【老齢基礎年金の年金額】

老齢基礎年金の年金額は、2020年度価額で781,700円です。ただし、免除期間等がある人は、この金額よりも減額され、以下の計算式で計算した金額が支給されることになっています（年金額に端数が生じる場合は、1円未満四捨五入）。

$$781,700\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済期間の月数} + \text{下記(A)} + \text{下記(B)}}{480\text{月}}$$

2009年3月までの被保険者期間

$$\begin{aligned} \text{(A)} = & \text{保険料}4\text{分の}1\text{免除期間} \times 5/6 + \text{保険料半額免除期間} \times 4/6 \\ & + \text{保険料}4\text{分の}3\text{免除期間} \times 3/6 + \text{保険料全額免除期間} \times 2/6 \end{aligned}$$

2009年4月以降の被保険者期間

$$\begin{aligned} \text{(B)} = & \text{保険料}4\text{分の}1\text{免除期間} \times 7/8 + \text{保険料半額免除期間} \times 6/8 \\ & + \text{保険料}4\text{分の}3\text{免除期間} \times 5/8 + \text{保険料全額免除期間} \times 4/8 \end{aligned}$$

〈参考リンク〉 [老齢基礎年金の受給要件・支給開始時期・計算方法〔日本年金機構〕](#)

【付加年金】

第1号被保険者の場合に限り、付加年金の制度というものがあります。付加年金とは、月額400円の付加保険料を納めることによって、200円に付加保険料を納付した期間の月数を乗じて得た額が老齢基礎年金に加算されるというものです。ただし、付加年金と後述の国民年金基金との併用はできません。

〈参考リンク〉 [付加年金〔日本年金機構〕](#)

【老齢基礎年金の繰上げ支給と繰下げ支給】

繰上げ支給とは、本来65歳から支給される老齢基礎年金を65歳よりも早く開始する制度のことです。早めることができるのは60歳から64歳の間であり、支給を早めた場合は、繰上げた月数×0.5%が年金額から減額されることとなります。いったん、繰上げ支給を請求すると、あとでこれを取り消すことはできず、一生、減額された年金額を受取ることとなります。

繰下げ支給とは、65歳よりも遅く年金の受取りを開始することです。遅くすることができるのは、66歳から70歳までであり、支給を遅くした場合は、繰下げ月数×0.7%が年金額に加算されることとなります。

〈参考リンク〉 [年金の繰上げ・繰下げ受給〔日本年金機構〕](#)

② 老齢厚生年金

老齢厚生年金は、原則として65歳から支給されます。ただし現在は、60歳前半に「特別支給の老齢厚生年金」の支給が行われています。これは、老齢厚生年金の支給開始年齢が65歳に引き上げられたことによる経過措置です。よって、「特別支給の老齢厚生年金」は、支給開始年齢が順次、引き上げられていて、最終的には支給されなくなります。

【受給要件】

特別支給の老齢厚生年金と65歳からの老齢厚生年金に共通する受給要件は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていることです。そのうえで、特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金の加入期間が1年以上であることが必要とされ、65歳からの老齢厚生年金は、厚生年金の加入期間が1ヵ月以上であることが必要とされています。

【特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢】

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、生年月日によって異なります。特別支給の老齢厚生年金の年金額は、加入期間に応じた金額である定額部分と在職時の報酬に比例した金額である報酬比例部分に分かれますが、このうちまず、定額部分の支給開始年齢を段階的に引き上げ、その後、報酬比例部分の支給開始年齢も引き上げていき、最終的には60歳代前半には老齢厚生年金は支給されなくなります。具体的には、男性であれば1961年4月2日以降に生まれた人、女性であれば1966年4月2日以降に生まれた人には、特別支給の老齢厚生年金は支給されません。

【老齢厚生年金の年金額】

前述のとおり、特別支給の老齢厚生年金の年金額は、定額部分と報酬比例部分を合算した金額です。ただし、一定の要件を満たした配偶者や子がいる場合には、扶養手当のような加給年金額が加算されます。

定額部分は、以下の計算式で計算します。

$$\text{定額部分} = 1,630 \text{ 円} \times \text{被保険者期間の月数(上限 480 月)}$$

報酬比例部分は、以下の計算式で計算します。

$$\text{報酬比例部分} = A + B$$

$$A = \text{平均標準報酬月額} \times 7.125 / 1,000 \times 2003 \text{ 年 3 月以前の被保険者期間の月数}$$

$$B = \text{平均標準報酬額} \times 5.481 / 1,000 \times 2003 \text{ 年 4 月以後の被保険者期間の月数}$$

なお、Aの式の平均標準報酬月額とは、2003年3月以前の賞与を含まない平均月収額であり、Bの式の平均標準報酬額とは、2003年4月以後の賞与を含む平均月収額です。

〈参考リンク〉 [老齢厚生年金の受給要件・支給開始時期・計算方法](#)

加給年金額は、厚生年金の加入期間が20年以上の人に、65歳未満の配偶者または18歳に達した直後の3月31日までの子がある場合に支給される年金です。子の場合、第1子と第2子は同額ですが、第3子以降は減額されます。なお、20歳未満で1、2級の障害の状態にある未婚の子がいる場合も加給年金額が加算されます。

それに対して、65歳から支給される老齢厚生年金は、それまでの定額部分が老齢基礎年金となり国民年金からの支給となります。報酬比例部分だけが老齢厚生年金となります。しかし、当面の間、定額部分の額の方が老齢基礎年金の額よりも大きいため、その減少分が経過的加算として上乗せされることになっています。

また、上述の加給年金額は、65歳未満の配偶者が対象であるので、配偶者が65歳に到達すると支給が停止されることとなりますが、その代わりに、配偶者の生年月日に応じた金額が配偶者の老齢基礎年金に加算されます。これを振替加算といいます。

〈参考リンク〉 [加給年金額と振替加算〔日本年金機構〕](#)

【在職老齢年金】

在職老齢年金とは、60歳以降も会社(厚生年金の適用事業所)で働く場合に、会社から受取る給料等の金額に応じて、老齢厚生年金の一部を減額したり、場合によっては支給しない制度のことです。在職老齢年金制度において減額される年金額は、60歳以上65歳未満の場合と65歳以上とで、計算方法が異なります。

60歳以上65歳未満の場合は、給与等＋年金月額＞28万円となったら、年金額が減額調整されます。65歳以上の場合は、給与等＋年金月額＞47万円となったら、老齢厚生年金が減額調整されます。ただし、老齢基礎年金は減額の対象とはなりません。

〈参考リンク〉 [在職中の年金〔日本年金機構〕](#)

【離婚時の年金分割制度】

離婚時の年金分割制度とは、夫婦の離婚時に結婚していた期間に夫が納めていた厚生年金保険料に相当する老齢厚生年金等を、将来妻が分割受給できるという制度です。この制度により、2007年4月以降の離婚から、当事者間の合意等による分割が可能となり、上限は1/2となります。さらに、2008年5月以降に離婚した場合、合意なしでも2008年4月以降の第3号被保険者期間について、第2号被保険者の厚生年金の1/2を分割することができます。

〈参考リンク〉 [離婚時の年金分割〔日本年金機構〕](#)

(2) 障害給付

障害給付とは、病気や怪我が原因で障害者となった場合において、一定の要件を満たしたときに受取ることのできる障害年金や障害手当金のことです。障害給付には、国民年金の障害基礎年金、厚生年金の障害厚生年金があります。

〈参考リンク〉 [障害年金〔日本年金機構〕](#)

① 障害基礎年金

【受給要件】

受給要件は、初診日に国民年金の被保険者であること(国民年金の被保険者であった人で60歳以上65歳未満、国内に住んでいる人)、障害認定日に障害等級1級、2級に該当すること、です。なお、障害認定日とは、初診日から1年6ヵ月以内で傷病が治った日のことです。ただし、傷病が治らなかった場合は、1年6ヵ月を経過した日となります。

【保険料納付要件】

保険料納付要件の原則は、保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が、全被保険者期間の3分の2以上となっていることです。ただし、原則の要件を満たさない場合は、直近1年間に保険料の滞納がなければ良いという特例もあります。

【障害基礎年金額】

1級の場合は781,700円×1.25倍+子の加算額であり、2級の場合は781,700円+子の加算額となります。子の加算額は、第1子、第2子は各224,900円、第3子以降は各75,000円となっています。

② 障害厚生年金

【受給要件】

受給要件は、初診日に厚生年金の被保険者であること、障害認定日に障害等級1級、2級、3級に該当すること、です。

【保険料納付要件】

保険料納付要件は、障害基礎年金の場合と同様です。

【障害厚生年金額】

1級の場合は報酬比例部分×1.25倍+配偶者加給年金額、2級の場合は報酬比例部分+配偶者加給年金額、3級の場合は報酬比例部分のみとなっています。なお、障害手当金は一時金として支給され、報酬比例部分×2倍として計算されます。

(3) 遺族給付

遺族給付とは、被保険者または被保険者であった人が死亡した場合に、遺族の生活保障として受取ることのできる年金のことです。遺族給付には、国民年金の遺族基礎年金、厚生年金の遺族厚生年金があります。

〈参考リンク〉 [遺族年金〔日本年金機構〕](#)

① 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入している人が亡くなった場合で、一定の要件を満たしているときに、遺族に対して支給される年金です。

【受給できる遺族の範囲】

受給できる遺族の範囲は、死亡した人に生計を維持されていた子または子のある配偶者です。よって、子のない配偶者には支給は行われません。この場合における子の条件は、18歳到達年度の末日までの子であること、あるいは、20歳未満で障害等級1級または2級に該当する子であること、です。

【遺族基礎年金額】

遺族基礎年金額は、781,700円＋子の加算額であり、子の加算額は、第1子、第2子は各224,900円、第3子以降は各75,000円となっています。

なお、遺族基礎年金を受給することができない場合には、寡婦年金や死亡一時金を受取ることのできる制度があります。

寡婦年金とは、老齢基礎年金の受給資格期間(10年以上)を満たしているにもかかわらず夫が年金を受取らずに死亡した場合に、妻に支給される年金のことです。寡婦年金を受取れるのは10年以上の婚姻期間があった場合であり、寡婦年金の受給期間は妻が60歳から65歳に達するまでです。

〈参考リンク〉 [寡婦年金〔日本年金機構〕](#)

死亡一時金とは、第1号被保険者として保険料を納付した期間が合計3年以上ある人が年金を受取らずに死亡し、遺族が遺族基礎年金を受取ることができない場合に、遺族に支給される給付のことです。

寡婦年金と一時死亡金は、いずれか一方しか受取ることができません。

〈参考リンク〉 [死亡一時金〔日本年金機構〕](#)

② 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、第2号被保険者が亡くなった場合で、一定の要件を満たしているときに、遺族基礎年金に上乗せして遺族が受取ることができる年金のことです。

【受給できる遺族の範囲】

受給できる遺族の範囲は、死亡した人に生計を維持されていた、配偶者・子、父母、孫、祖父母です。ただし、支給順位は記載順であり、先順位の遺族がいるときは、後順位の遺族は遺族厚生年金を受取ることができません。

【遺族厚生年金額】

遺族厚生年金額は、老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3相当額です。

なお、一定の遺族には中高齢寡婦加算や経過的寡婦加算があります。

中高齢寡婦加算とは、夫の死亡当時40歳以上65歳未満の子のない妻、または、子があっても40歳以上65歳未満で遺族基礎年金を受取ることができない妻に対して、遺族厚生年金に一定額が加算されるというものです。ただし、妻が65歳になると妻自身が老齢基礎年金を受給できるようになるので、中高齢寡婦加算の支給は打ち切られます。

〈参考リンク〉 [中高齢寡婦加算〔日本年金機構〕](#)

経過的寡婦加算とは、中高齢寡婦加算の打ち切りにより、年金が減少する分を補うための制度です。老齢基礎年金が低額な妻の場合、中高齢寡婦加算が65歳で打ち切られると困るので、65歳に達したあとも経過的寡婦加算として支給を行おうとするものです。

〈参考リンク〉 [経過的寡婦加算〔日本年金機構〕](#)

4. 企業年金

企業年金とは、公的年金を補完することを目的として、企業が任意に設けている年金制度です。企業年金には、確定給付型と確定拠出型があります。

(1) 確定給付型

確定給付型とは、将来支払われる年金の額があらかじめ決まっている年金制度のことです。厚生年金基金や確定給付企業年金が確定給付型に該当します。

(2) 確定拠出型

確定拠出型とは、一定の掛金を加入者が拠出・運用し、その運用結果によって、将来の年金額が決まるタイプの年金制度です。確定拠出型には、企業型と個人型があります。

① 企業型

企業型は、制度を導入している会社に勤める原則 60 歳未満（一定の場合は 65 歳）の会社員が加入対象であり、企業が掛金を拠出する確定拠出年金です。企業型の掛金の拠出限度額は、確定拠出年金以外の企業年金制度がある場合は月額 27,500 円、確定拠出年金以外の企業年金制度がない企業は月額 55,000 円となっています。なお、企業が拠出した掛金は損金算入することができます。

② 個人型

個人型は、企業年金制度がない中小企業の従業員や自営業者が加入対象であり、前者の場合、原則給与天引きで、後者の場合、自ら掛金を専用口座に振込んで拠出する確定拠出年金です。個人型の掛金の拠出限度額は、企業年金制度がない中小企業の従業員の場合は月額 23,000 円、自営業者の場合は国民年金基金などの掛金と合わせて月額 68,000 円となっています。なお、加入者が拠出した掛金は小規模企業共済等掛金控除として、所得控除の対象になります。

なお、通算の加入期間が 10 年以上ある人は、60 歳以降老齢給付を受給できます。ただし、70 歳までには受給を開始しなければならないとされています。

5. 自営業者等のための年金制度

自営業者等のための年金制度として、付加年金、全国国民年金基金、小規模企業共済があります。このうち付加年金については、既に学習済みなので、ここでは全国国民年金基金と小規模企業共済について説明します。

(1) 全国国民年金基金

全国国民年金基金とは、自営業者等が国民年金に上乗せして、受給するための年金制度です。掛金の拠出限度額は、確定拠出年金の掛金と合算して月額 68,000 円です。なお、付加年金と国民年金基金の両方に加入することはできません。

〈参考リンク〉 [全国国民年金基金](#)

(2) 小規模企業共済

小規模企業共済とは、従業員が 20 人以下（サービス業等は 5 人以下）の個人事業主や会社の役員のための退職金制度です。掛金は月額 1,000 円から 70,000 円となっており、掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となります。

〈参考リンク〉 [小規模企業共済〔独立行政法人 中小企業基盤整備機構〕](#)

6. 年金と税金

国民年金、厚生年金、国民年金基金などの保険料を支払った際の全額が、社会保険料控除の対象となります。また、老齢基礎年金や老齢厚生年金などの老齢給付を受取ったときは、雑所得として課税されます。ただし、公的年金等控除が適用されます。なお、障害給付や遺族給付は非課税です。